

出力制御機能付パワーコンディショナの設置等に関するお願い

貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 27 年 1 月 26 日の省令改正により、発電事業者さまには電力会社からの求めに応じて「出力制御に必要な機器の設置、及び費用負担その他必要な措置を講じていただくこと」が必要となりました。

※ 10kW 未満（余剰）の太陽光発電設備につきましては、経過措置として平成 27 年 3 月 31 日までのお申込みについては上記対象外とさせていただいておりましたが、平成 27 年 4 月 1 日以降のお申込みにつきましては、出力制御に必要な機器の設置、及び費用負担その他必要な措置を講じていただき、年間 30 日を超えた出力制御に応じていただくことが必要になります。

現在、太陽光発電設備の接続契約申込時に『太陽光発電からの電力受給に関する契約要綱』を承諾のうえ接続契約のお申込みいただいておりますが、契約要綱に記載のとおり、発電の出力抑制・停止に確実に応じていただくために必要な機器の設置及び費用の負担その他必要な措置を弊社が要請した場合は、受給開始後の追加機器設置や追加費用負担を含め、これに応じていただく必要があります。

なお、出力制御に必要な機器やシステムにつきましては、既に出力制御機能付きのパワーコンディショナも市販され始めておりますが、出力制御に対応していただくには、それに加え、出力制御信号の受信機器や通信環境を整えていただく必要があります。（通信機能に関する技術仕様は現在検討中）

つきましては、発電事業者さまに今後の追加機器設置等に関して十分なお説明をいただきますようよろしくお願いいたします。

また、今後の追加機器設置等に関するトラブルを未然に防止するためにも、発電事業者さまと PCS 販売店さま等との間で、『出力制御機能付パワーコンディショナの導入について（納入〔販売〕予定確認書）』を活用し、追加の出力制御機器の導入方法について事前に確認いただき、弊社へ確認書の写しをご提出いただきますようお願いいたします。

弊社といたしましては、電力の安定供給を前提として、引き続き再生可能エネルギーの円滑な接続に向けた対応を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

以 上

九州電力送配電株式会社